

京 都 労 働 局  
平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日

京都労働局雇用均等室  
室 長 中島 則子  
地方育児・介護休業指導官  
田中 千晴  
電 話 075-241-0504

平成 2 0 年 4 月 1 日施行

## 改正パートタイム労働法の施行状況について

～近畿 2 府 4 県における施行半年間の状況～

### 1 雇用均等室に寄せられた相談

平成 2 0 年度上半期に、近畿 2 府 4 県の労働局雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は、各相談項目の合計で 1, 8 7 4 件（京都 2 2 6 件）でした。

相談は、事業主からのものが最も多く、内容では「労働条件に関する文書の交付等（第 6 条）」に係るものが多くなっています。

京都労働局で受理した相談内容

パートタイム労働者からの相談内容では、「長年勤務しているのに昇給がない。会社に理由を聞いてもいいものか悩んでいる。」といった「賃金の決定方法（第 9 条）」及び「待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第 1 3 条）」に係るものや、「正社員と同じように働いているのに、賞与等の金額に格差がある。」などの「差別的取扱いの禁止（第 8 条）」に係るものが多くなっています。

相談者別相談内容の内訳（件数）

	短時間労働者		事業主		その他	
	近畿計	京都	近畿計	京都	近畿計	京都
労働条件に関する文書の交付等（第 6 条）	3 8	3	2 8 0	4 4	3 9	4
就業規則の作成の手續（第 7 条）	6	1	4 9	9	8	2
差別的取扱いの禁止（第 8 条）	4 6	8	1 7 2	1 8	4 0	4
賃金の決定方法（第 9 条）	5 2	1 0	1 0 0	1 3	2 0	1
教育訓練（第 1 0 条）	1 1	0	6 0	4	6	0
福利厚生（第 1 1 条）	1 0	0	6 6	4	6	1
通常の労働者への転換（第 1 2 条）	3 1	4	1 4 8	2 5	3 2	6
待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第 1 3 条）	3 7	8	6 9	1 1	1 0	2
短時間雇用管理者の選任（第 1 5 条）	1	0	2 8	3	1	0
その他	9 3	1 2	3 1 6	2 5	9 9	4
合計	3 2 5	4 6	1, 2 8 8	1 5 6	2 6 1	2 4

## 2 雇用均等室による助言等

平成20年度上半期に、近畿2府4県の労働局雇用均等室が行ったパートタイム労働法に関する助言等は、各項目の合計で579件(京都106件)で、9月末現在の是正・改善状況は91.0%(京都89.6%)です。

京都労働局で助言を行った事例

助言の項目で最も多かった「通常の労働者への転換(第12条)」の助言の対象となった例としては、制度が無い場合の他、「転換制度はあるが、全員に周知されておらず、優秀なパートタイム労働者だけに声をかけて転換させている。」「パートタイム労働者から契約社員までの転換制度しかなく、正社員までの転換制度が整備されていない。」などがありました。

その他、「労働条件に関する文書の交付等(第6条)」では、「昇給」「退職手当」の有無など特定事項の一部について明示がないもの、「賃金の決定方法(第9条)」では、パートタイム労働者の時給が、職務内容や経験年数等に関わりなく一律の金額となっているものなどについて、助言を行いました。

助言等の内容(件数)

	近畿計	京都
労働条件に関する文書の交付等(第6条)	133	19
就業規則の作成の手続(第7条)	65	0
差別的取扱いの禁止(第8条)	2	1
賃金の決定方法(第9条)	39	15
教育訓練(第10条)	11	1
福利厚生(第11条)	0	0
通常の労働者への転換(第12条)	167	37
待遇の決定に当たって考慮した事項の説明(第13条)	0	0
短時間雇用管理者の選任(第15条)	95	20
その他	67	13
合計	579	106

## 3 その他

京都労働局雇用均等室では、関係機関・事業主団体等が開催する会議で、改正パートタイム労働法に沿った雇用管理を行う上で留意すべき事項等を説明しており(上半期20回) 今後も会議での説明やQ&Aをホームページへ掲載する等機会をとらえて周知を行うこととしています。

また、パートタイム労働者向けには、相談例を掲載したリーフレットを作成し、疑問があれば雇用均等室に気軽に相談するよう呼びかけています。